

徳風園ヘルパーステーション

指定居宅介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人寿康会が開設する徳風園ヘルパーステーション指定居宅介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の、厚生労働大臣が定める居宅介護従業者の資格要件に該当する者（以下「ホームヘルパー」という。）が、障害者（児童を含む。以下「障害者（児）」という。）に対し、適正な指定居宅介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所のホームヘルパーは、障害者（児）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称は次のとおりとする。

徳風園ヘルパーステーション居宅介護事業所

（事業所の所在地）

第4条 本事業所の所在地は次のとおりとする。

静岡県駿東郡小山町上野1440番地の1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1） 管理者 1名

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2） サービス提供責任者

介護福祉士 1人

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに対する調整、居宅介護事業従業者等に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。

（3） 居宅介護事業従業者 2名以上

居宅介護事業従事者は、居宅介護の提供にあたる。

（4） 事務職員 1名（特養事務員と兼務）

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 1年365日

(2) 営業時間 午前8時00分から午後9時00分までとする。

ただし、緊急時のため、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護の内容及び利用者から受領する費用の額)

第7条 指定居宅介護の内容は次のとおりとし、指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険負担割合証に記された割合の1割とする。

(1) 身体介護

(2) 家事援助の場合

(3) 通院等乗降介助の場合

2. 市町村が定める地域支援事業については、市町村との契約による額とする。

3. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 町境からの往復距離 1kmに20円を乗じた額

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

駿東郡小山町

御殿場市

(緊急時に於ける対応方法)

第9条 ホームヘルパーは、居宅介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(衛生管理)

第11条 訪問介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 訪問介護員は感染症等に関する知識の習得に努めるとともに、自分が感染しないよう、また、媒介者とならないよう、十分注意してその業務にあたるものとする。

3. 事業所は当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 居宅介護事業所は、ホームヘルパーの質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2. 居宅介護事業所は、県等が実施する「障害者(児)ホームヘルパー養成研修」を受講していないホームヘルパーを受講させるよう努力する。

3. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿康会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年10月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 1月25日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。